

京都市上下水道局告示第18号

京都市指定下水道工事業者が京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項第4号の規定に示されている指定の基準を欠くに至りましたので、同規程第31条第1項第2号の規定に基づき告示します。

平成20年6月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 廃止業者名

京都市伏見区下鳥羽北ノ口町51

株式会社新下工業

新下 洋

2 廃止届出年月日

平成20年6月10日

(上下水道局下水道部管理課)